

# 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 雇用調整助成金の特例を追加実施します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

## 【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。

## 【追加の特例措置の内容】

休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの間に適用します。

- ① 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とします。
- ② 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主について、  
ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していないなくても助成対象とし、  
イ 過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等の支給限度日数までの受給を可能とします(支給限度日数から過去の受給日数を差し引きません)。

## 【既に講じている特例措置の内容】

- ③ 令和2年1月24日以降の休業等計画届の事後提出が、令和2年5月31日まで可能です。
- ④ 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮しています。(※生産指標の確認は提出があった月の前月と対前年同月比で確認します。)
- ⑤ 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とされています。(※生産指標の確認は提出があった月の前月と令和元年12月と比べます。そのため12月実績は必要となります)
- ⑥ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とされています。

## 【雇用調整助成金の経済上の理由の例】

- ・取引先が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業活動を縮小した結果、受注量が減ったために事業活動が縮小した場合
- ・行政からの営業自粛要請を受け、自主的に休業を行い、事業活動が縮小した場合
- ・市民活動が自粛されたことにより、客数が減った場合
- ・風評被害により観光客の予約キャンセルが相次ぎ、これに伴い客数が減った場合
- ・労働者が感染症を発症し、自主的に事業所を閉鎖したことにより、事業活動が縮小した場合

## 【その他の支給要件】

その他、雇用保険の適用事業所であること等の支給要件があります。詳細については最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。

厚生労働省HP



LL020325企



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

# 別紙

## 新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大

雇用調整助成金	経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度
特例以外の場合の雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置
現行	緊急対応期間 (一般的な場合)  (4月1日から6月30日まで) 感染拡大防止のため、この期間中は 全国で以下の特例措置を実施
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響 を受ける事業主（全業種）
生産指標要件 (3か月10%以上低下)	生産指標要件緩和 (1か月5%以上低下)
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の 休業も助成金の対象に含める
助成率 2/3（中小）1/2（大企業）	4/5（中小）、2/3（大企業） (解雇等を行わない場合は9/10（中小）、 3/4（大企業）)
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める (1月24日～5月31日まで)
1年のクーリング期間が 6か月以上の被保険者期間 が必要	クーリング期間の撤廃 被保険者期間要件の撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左 同左 同左+上記対象期間 3年300日

- 1 上記の拡充にあわせて、**短時間一斉休業の要件緩和**、残業相殺の停止、支給迅速化のため事務処理体制の強化、手続きの簡素化もを行うこととする  
 2 教育訓練が必要な被保険者について、教育訓練の内容に応じて、加算額を引上げる措置を別途講じる

**雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書**  
**(新型コロナウイルス感染症関係)**

事業活動の状況について次のとおり申し出ます。

下記の記載事項については、いずれも相違ありません。

なお、雇用調整中あるいは雇用調整後、ハローワーク又は労働局の立入検査に協力します。

年　月　日

事業主　住 所 〒

又は　名 称

代理人 氏 名

印

申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同令第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の押印等をして下さい。

労働局長 殿  
 ( 公共職業安定所長経由 )

事業主又は  
 (提出代行者・事務代理者)  
 社会保険労務士

住 所 〒  
 名 称  
 氏 名

印

	A 判定期間の指標 年　月　日から 年　月　日まで	B Aに対応する期間の指標 年　月　日から 年　月　日まで	C A/B×100	添付書類	※ 確認欄
月 間 売 上 高 ( )					

○ 生産量等の減に至った理由として次の事項が該当しますか。

1. 例年繰り返される季節的変動によるものである。  
 ( はい · いいえ )  
 (例) ・夏物、冬物等季節的な商品を取り扱っている場合  
 　・降雪地において冬期間事業活動の停止又は縮小を余儀なくされる場合  
 　・例年、決算期末に生産量が増加し、その後減少することを繰り返す場合 など
2. 事故又は災害により施設又は設備が被害を受けたことによるものである。  
 ( はい · いいえ )  
 (例) ・機械、システム等の故障又は交通事故等の事故による場合  
 　・火災、地震、洪水等の災害により建物、設備、システム等が被害を受けたことによる場合 など
3. 行政処分又は司法処分により事業活動の全部又は一部の停止を命じられたことによるものである。  
 ( はい · いいえ )  
 (例) ・営業規制、安全規則、競争規則等の法令違反（その疑いを含む）により行政当局から事業活動の全部又は一部の停止を命じられた場合  
 　・不法占拠、特許侵害、名誉毀損等の不法行為（その疑いを含む）により司法当局から事業活動の全部又は一部の停止を命じられた場合 など
4. 新型コロナウイルス感染症の影響による需要（受注量、客数等）の減少等によるものである。  
 ( はい · いいえ )  
 (例) ・需要の減少又は集客の困難  
 　・その他これらに準ずる経済事情の変化 など

○ 事業内容の詳細及び新型コロナウイルス感染症の影響との関わりについて具体的に記述すること。

## 注意事項

### 【記入要領】

- 1 本様式は一つの「判定基礎期間」(※1)ごとに別葉にして記入して下さい。◆欄には、記入内容に対応した判定基礎期間を記入して下さい。  
※1 「判定基礎期間」とは、雇用調整助成金(休業等)の支給額の判定を行う際の単位期間のことです、賃金締め切り日の翌日から次の賃金締め切り日の間の期間をいいます。賃金締め切り日が毎月異なる場合は歴月とします。「対象期間」(※2)の初日が判定基礎期間の途中にある場合、対象期間の初日から当該判定基礎期間の末日までの期間を、直後の判定基礎期間に含めることができます。また、対象期間の末日が判定基礎期間の途中にある場合、当該判定基礎期間の初日から対象期間の末日からまでの期間を、直前の判定基礎期間に含めることができます。
- 2 「対象期間」とは、事業主が指定した雇用調整の初日から起算して1年を経過する日までの期間をいいます。
- 3 判定基礎期間又は3判定基礎期間分まとめて提出する場合、2つ目以降の判定基礎期間の分及び2回目以降の届出の分については、①欄(①(3)欄を除く)及び②欄(②(1)欄を除く)の記入を省略できます。
- 4 ①(1)欄には、届出の日における、届出事業主の「資本の額又は出資の総額」、及び届出事業主のすべての事業所で「常時雇用する労働者」(2箇月を超えて使用される者)(※3)であり、かつ、週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の従業員と概ね同等(※4)である者の数)をそれぞれ記入して下さい。
- 5 ②(1)欄には、「2箇月を超えて使用される者」とは、実態として2箇月を超えて使用されている者のほか、それ以外の者であっても雇用期間の定めのない者及び2箇月を超える雇用期間の定めのある者を含む。
- 6 ③(1)欄には、「週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の従業員と概ね同等」とは、現に当該企業の通常の従業員の週当たりの所定労働時間が40時間である場合は、概ね40時間である者をいう。
- 7 ④(1)欄には、届出事業主の主たる事業が該当するものを○で囲んで下さい。
- 8 ④(2)欄には、「対象期間」(※2)を記入して下さい。
- 9 ④(3)欄には、今回設定する「対象期間」の初日(始期)の前日より前の2年間において、前回の「対象期間」の満了日(終期)が属する場合に限り、前回の「対象期間」を記入して下さい。それ以外の場合は、記入不要です。
- 10 ④(4)については、休業・教育訓練実施事業所において賃金締切日として毎月一定の期間が定められている場合には、aを○で囲み括弧内にその期日を記入して下さい。その他の場合には、bを○で囲んで下さい。
- 11 ④(5)欄には、休業を予定する日を記入して下さい。
- 12 ④(6)欄には、休業を予定する対象労働者(雇用保険被保険者)の実人数を記入して下さい。
- 13 ④(7)欄には、休業を行なう対象労働者について、休業を予定する実日数(休業を一部の対象労働者について行う日及び事業所内の全対象労働者に所定労働時間内に1時間以上行う日も、1日として計算する。)を記入して下さい。
- 14 ④(8)欄には、教育訓練を予定する日を記入して下さい。
- 15 ④(9)欄には、教育訓練を予定する対象労働者(雇用保険被保険者)の実人数を記入して下さい。
- 16 ④(10)欄には、教育訓練を行なう対象労働者について教育訓練を予定する実日数(教育訓練を一部の対象労働者について行う日及び所定労働時間内に3時間以上行う日も、1日として計算する。)を記入して下さい。
- 17 ④(11)欄には、実施する教育訓練が事業所内訓練と事業所外訓練のどちらか該当するものを○で囲んだ上で、教育訓練の内容を記入して下さい。また、事業所内訓練の場合、講師を行う者の氏名を記入して下さい。
- 18 ※印欄には記入しないで下さい。

### 【計画届の提出にあたっての注意事項】

雇用調整助成金の休業又は教育訓練の実施計画届は、本様式及び「雇用調整助成金ガイドブック」の「計画届に必要な書類」に示す添付書類を用いて次によって提出して下さい。

- 1 休業又は教育訓練の実施に関する労使協定に定めるところによって実施することを予定する休業又は教育訓練(通常の生産活動と区分して行われ、就業規則等に基づく通常の教育訓練以外のものに限る。以下同じ。)について提出して下さい。
- 2 休業又は教育訓練を実施する事業所(以下「休業・教育訓練実施事業所」という。)ごとに提出して下さい。
- 3 一つの判定基礎期間、又は二つないしは三つの連続した判定基礎期間(これを「支給対象期間」といいます)ごとに別葉で提出して下さい。
- 4 計画届の提出は、この届出に係る最初の休業又は教育訓練予定日の前日までに行って下さい(初回の計画届の場合は休業又は教育訓練の開始日の2週間前までにお願いします)。ただし、天災その他やむを得ない理由によりその日までに届け出ることができないときは、その旨を記した書面を添えて当該理由のやんだ後1か月が経過する日までに提出して下さい。
- 5 この届出の記載内容に不備がある場合や、必要な添付資料の提出がない又は記載内容に不備がある場合で、労働局長が定める期間内に必要な補正又は提出がなされない場合には、助成金が支給されないことがあります。
- 6 代理人が申請する場合にあっては、委任状(写)を添付して下さい。
- 7 この届出により届け出た事項のうち、②欄から④欄までの事項及び教育訓練に係る添付資料の内容に変更(③欄の(1)から(3)の休業に係る事項が計画の範囲内で縮小する場合を除く。)を生じたときは、次によって本様式を変更届として用いて変更内容を遅滞なく届け出て下さい。この届出を怠ると、受給できないことがあります。
  - (1) この様式において、タイトル中の「変更」の部分を○で囲んだ上で、変更後の内容を記入して下さい。
  - (2) 添付書類については、変更された内容に対応したものを提出して下さい。なお、教育訓練内容の変更を行う場合は、計画の範囲内で訓練を縮小する場合であっても、変更の都度、様式第1号(3)を提出して下さい。
  - (3) この届出書を取り下げるときは様式上段の「○○の実施につき、次のとおり届けます。」を「○○の実施につき、次のとおり届けたところですが、これを取り下げます。」と修文し、①欄にすでに届けている内容を記入のうえ第1回目の支給申請書を提出する前までに届け出て下さい。

# 雇用調整助成金の特例措置

## 雇用調整助成金とは？

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

### 助成内容

【助成率】大企業1/2、中小企業2/3

【支給限度日数】1年間で100日

## 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置（1）

※休業等の初日が令和2年1月24日から7月23日までの間に適用します。

### 【特例の対象となる事業者】

#### 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

※日本人観光客の減少の影響を受ける観光関連産業や、部品の調達・供給等の停滞の影響を受ける製造業なども幅広く特例措置の対象となります。

### 【特例措置の内容】※⑤⑥は3/10より適用

- ①休業等計画届の事後提出が令和2年5月31日まで可能。
- ②生産指標（売上高等10%減）の確認対象期間を3か月から1か月に短縮。
- ③雇用指標（最近3か月の平均値）が対前年比で増加している場合も対象。
- ④事業所設置後、1年未満の事業主も対象。
- ⑤雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象に。
- ⑥過去に本助成金を受給したことがある事業主について、  
ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していないなくても助成対象に。  
イ 支給限度日数から過去の受給日数を差し引きません。

詳細は、以下URLまたは右のQRコードよりご確認いただけます。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kyouyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kyouyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)



### 【お問合せ先】最寄りの都道府県労働局

※経済産業省HP特設ページ内の「雇用調整助成金に関する主なお問い合わせ先一覧」または右のQRコードよりご確認いただけます。



# 雇用調整助成金の特例措置

## (今後、更に特例措置の拡大を予定)

今後、全国の全業種において新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に対して、以下の内容で特例措置の拡大を行う予定です。

※なお、本ページの特例措置に係る内容は、事業主の皆様に前広に安心していただけるよう政府としての方針を先行して公表したものです。申し訳ございませんが、本ページの雇用調整助成金の特例措置については、厚生労働省HP内の雇用調整助成金のページ（ページ末尾にURL及びQRコードを掲載）にて後日発表しますので、もうしばらくお待ち下さい。（令和2年4月3日追記）

**【助成率】大企業2/3、中小企業4/5**

→解雇等を行わない場合は大企業3/4、中小企業9/10

**【支給限度日数】4月1日～6月30日は、1年間の支給限度日数100日とは別に、雇用調整助成金を利用可能**

### 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置（2）

※休業等の初日が令和2年1月24日から7月23日までの場合に適用。

※特例措置②については、休業等の初日が令和2年4月1日から6月30日までの場合に適用。

※特例措置⑤・⑥については、令和2年4月1日から6月30日の間に実施した休業について適用。

### 【特例の対象となる事業者】

**新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全事業主）**

#### 【特例措置の内容】

①休業等計画届の事後提出が令和2年6月30日まで可能。

②生産指標（売上高等）の確認を10%減少から5%に緩和。

③雇用指標（最近3か月の平均値）を撤廃。

④事業所設置後、1年未満の事業主も対象。

⑤助成率を大企業2/3、中小企業4/5

（解雇等を行わない場合、大企業3/4、中小企業9/10）に引き上げ。

⑥雇用保険被保険者以外の労働者等に対する休業手当も対象。

⑦雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象に。

⑧過去に本助成金を受給したことがある事業主について、

ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していないくとも助成対象に。

イ 支給限度日数から過去の受給日数を差し引きません。

※上記の拡充にあわせて短時間一斉休業の要件緩和、残業相殺の停止、支給迅速化のための事務処理体制の強化、手続きの簡素化を行います。また、教育訓練が必要な被保険者について、教育訓練の内容に応じて、加算額を引き上げる措置を別途講じます。

詳細は、以下URLまたは右のQRコードにて後日発表いたします。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kyouyou\\_roudou/koyou\\_kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kyouyou_roudou/koyou_kyufukin/pageL07.html)



**【お問合せ先】最寄りの都道府県労働局**

※経済産業省HP特設ページ内の「雇用調整助成金に関する主なお問い合わせ先一覧」または右のQRコードよりご確認いただけます。

